２　委員会の構成国は、特に、情報が不確実、不正確又は不十分である場合には、一層の注意を払う。十分な科学的情報がないことをもって、保存管理措置をとることを延期する理由とし、又はとらないこととする理由としてはならない。

３　委員会の構成国は、漁獲対象資源、非漁獲対象種又は漁獲対象資源に関連し、若しくは依存する種の状態に懸念がある場合には、これらの資源又は種の状態及び保存管理措置の有効性を検討するために、これらの資源又は種の監視を強化する。委員会の構成国は、最新の入手可能な科学的情報に照らして当該保存管理措置を定期的に改定する。

第五条　保存管理措置の一貫性

１　この条約のいかなる規定も、自国の主権若しくはその管轄の下にある水域における海洋生物資源の探査及び開発、保存並びに管理に関する沿岸国の主権若しくは主権的権利であって国連海洋法条約に規定するもの又は国連海洋法条約に従って公海において自国民が漁獲に従事するすべての国の権利を害し、又は損なうものではない。

２　公海について定める保存管理措置と国の管轄の下にある水域について定める保存管理措置とは、この条約の対象となる魚類資源の保存及び管理を確保するために一貫性のあるものとする。

第三部　全米熱帯まぐろ類委員会

第六条　委員会

１　委員会の構成国は、千九百四十九年の条約によって設置された全米熱帯まぐろ類委員会を、そのすべての資産及び債務を含めて維持し、及び強化することを合意する。

２　委員会は、各構成国が任命する四人以下の委員で構成される委員部で構成する。委員は、各構成国が適当と認める専門家及び顧問を伴うことができる。

３　委員会は、法人格を有するものとし、また、他の国際機関及び委員会の構成国との関係において、国際法に従い、その任務の遂行及びその目的の達成のために必要な法律上の能力を有する。委員会及びその職員の特権及び免除は、委員会と関連する構成国との間で合意するところによる。

４　委員会の本部は、引き続きアメリカ合衆国のカリフォルニア州サンディエゴに置く。

第七条　委員会の任務

１　委員会は、まぐろ類を優先させて、次の任務を遂行する。

(a)　この条約の対象となる魚類資源及び、必要な場合には、関連し、又は依存する種についての条約水域における科学的調査（豊度に関するもの並びに生物学的及び生物測定学的なもの）並びに自然的要素及び人間の活動がこれらの魚類資源及び種の資源量に及ぼす影響に関する科学的調査を促進し、実施し、及び調整すること。

(b)　この条約の対象となる魚類資源の漁業に関するデータの収集、検証並びに適時の交換及び報告のための基準を採択すること。

(c)　この条約の対象となる魚類資源の長期的な保存及び持続可能な利用を確保し、並びに最大持続生産量を実現することのできる豊度の水準に採捕される種の資源量を維持し、又は回復するため、特に、条約水域全体における委員会が決定する当該魚類資源の総漁獲可能量又は総漁獲能力若しくは総漁獲努力量を設定することを通じて、入手することのできる最良の科学的証拠に基づく措置を採択すること。

(d)　入手することのできる最良の科学的情報に基づき、この条約の対象となる魚類資源のうち特定のものの漁獲が最大限度で行われているか又はその濫獲が行われているかを決定し、この決定に基づき、漁獲能力又は漁獲努力量の増加が当該魚類資源の保存を脅かすおそれがあるか否かを決定すること。

(e)　(d)に規定する魚類資源に関し、委員会が採択し、又は適用する基準に基づき、関連する国際的な基準及び慣行を考慮して、委員会の構成国のうち新たなものの漁獲についての利益に関する配慮の程度について決定すること。

(f)　この条約の対象となる魚類資源と同一の生態系に属する種であって当該魚類資源の漁獲によって影響を受けるもの又は当該魚類資源に関連し、若しくは依存する種の資源量をその再生産が著しく脅威にさらされることとならない水準に維持し、又は回復するため、必要に応じ、これらの種についての保存管理措置及び勧告を採択すること。

(g)　浪費、投棄、紛失し、又は遺棄された漁具による捕獲、非漁獲対象種（魚類であるか非魚類であるかを問わない。）の捕獲及び漁獲対象資源に関連し、又は依存する種（特に絶滅のおそれがある種）への影響を回避し、減少させ、及び最小限にするための適当な措置を採択すること。

(h)　濫獲及び過剰な漁獲能力を防止し、又は排除するための適当な措置並びにこの条約の対象となる魚類資源の持続可能な利用に応じた漁獲努力量を超えない水準を確保するための適当な措置を採択すること。

(i)　委員会が必要と認める要素を含む包括的な計画であって、データの収集及び監視のためのものを作成すること。委員会の構成国は、それぞれ、委員会が採択する指針に適合する自国の計画を維持することもできる。

(j)　(a)から(i)までの規定に基づいて採択する措置を策定するに当たり、国際いるか保存計画協定に基づいて採択される措置との調整及び両立の必要性に妥当な考慮が払われることを確保すること。

(k)　選択性を有し、環境上安全で、かつ、費用対効果の大きい漁具及び漁法の開発及び使用並びに他の関連する活動（特に技術移転及び訓練に関連した活動を含む。）を実行可能な限り促進すること。

(l)　必要な場合には、すべての関連要因を考慮して、総漁獲可能量又は総漁獲能力（積載能力を含む。）若しくは総漁獲努力量の配分のための基準を作成し、及び当該配分に関する決定を行うこと。

(m)　第四条の規定に従い、予防的な取組方法を適用すること。第四条２に規定する十分な科学的情報がない場合において、委員会が予防的な取組方法に従って措置を採択するときは、委員会は、できる限り速やかに、当該措置を維持し、又は修正するために必要な科学的情報を入手するものとする。

(n)　行動規範の関連規定その他関連する国際文書（特に行動規範の枠組みの中で国際連合食糧農業機関が採択した国際的な行動計画を含む。）の適用を促進すること。

(o)　委員会の事務局長を任命すること。

(p)　委員会の活動計画を承認すること。

(q)　第十四条の規定に従って、委員会の予算を承認すること。

(r)　過去の予算期間に関する決算を承認すること。

(s)　規則及び手続、財政規則並びに任務を遂行するために必要な他の運営上の内部規則を採択し、又は修正すること。

(t)　第十四条３の規定を考慮して、国際いるか保存計画協定に対して事務局を提供すること。

(u)　委員会が必要と認める補助機関を設置すること。

(v)　委員会が採択する保存管理措置の実効性を損なう活動を防止し、抑止し、及び排除するため、入手することのできる最良の科学的情報を含む関連情報に基づき、この条約の目的を達成するために必要なその他の措置（国際法に適合する無差別的な及び透明性のある措置を含む。）又は勧告を採択すること。

２　委員会は、事務局長の監督の下で、この条約に関する事項（運営、科学及び技術の分野を含む。）について能力を有する職員を維持し、及びこの条約の効率的かつ効果的な適用に必要なすべての人員を当該職員に含めることを確保する。委員会は、採用が可能な最も能力を有する職員を探すべきであり、また、委員会の構成国による広範な代表及び参加を促進するために衡平の原則に基づいて職員を採用することの重要性に妥当な考慮を払うべきである。

３　委員会は、科学の分野に従事する職員が取り扱う科学的な事項に関する活動計画の指針を検討するに当たり、特に、第十一条の規定に基づいて設置する科学諮問委員会の助言、勧告及び報告を考慮する。

第八条　委員会の会合

１　委員会の通常会合は、少なくとも年一回、委員会が合意する場所及び日に開催する。

２　委員会は、また、必要と認める場合には、特別会合を開催することができる。特別会合は、委員会の構成国の少なくとも二の構成国の要請により招集する。ただし、その要請を構成国の過半数が支持することを条件とする。

３　委員会の会合は、定足数が満たされる場合にのみ開催する。定足数は、委員会の構成国の三分の二が出席する場合に満たされる。この規則は、この条約に基づいて設置する補助機関の会合についても適用する。